

年金だより

国民年金の保険料は15,590円（平成27年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除（一部納付）制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付制度は、一部免除された保険料を納付しない場合、未納と同じとなるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず一部保険料を納付してください。なお、2年1ヶ月前まで遡及して免除申請をすることができます。

申請は、町民課国保年金係 ☎2113 までお願いします。

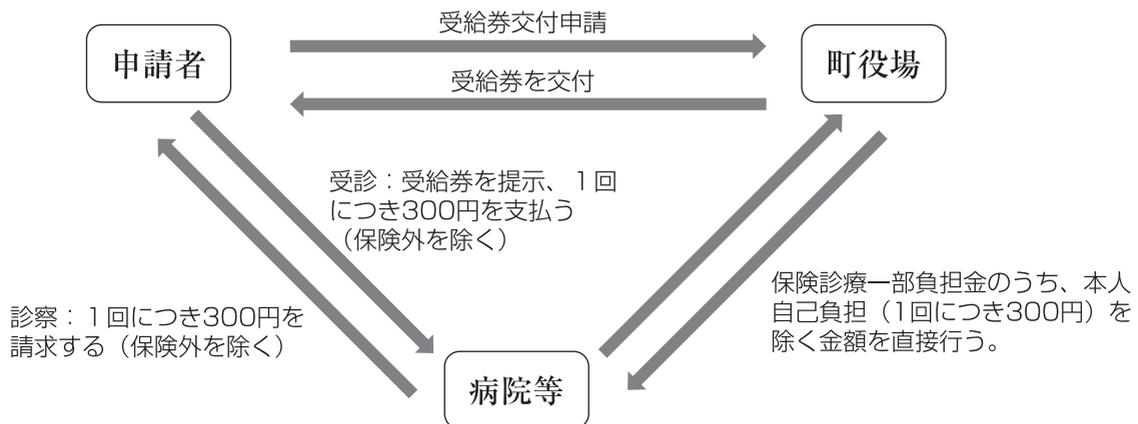
平成27年8月より

重度心身障害者（児）医療給付制度が変わります

～受給券による「現物給付方式」を導入します～

千葉県では、重度障がい者の方が千葉県内の医療機関窓口での支払いを軽減するため、平成27年8月診療分より、これまでの償還払いから「受給券」による現物給付に切り替わります。

受給券による給付



償還払いによる給付

これまでと同様に、給付金の申請書に領収書を添付してください。

- ① 現物給付と同様に、入院1日・通院1回につき300円と高額療養費等を差引いて金額を支給します。
- ② 千葉県以外の医療機関や現物給付を対応していない医療機関での診療や、受給券の提示がない場合の保険診療一部負担（3割等）が対象となります。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎1603